

6 総合区政会議、地域自治区・地域協議会

地域の声を、住民サービスに反映させる仕組みがつくれるのね。



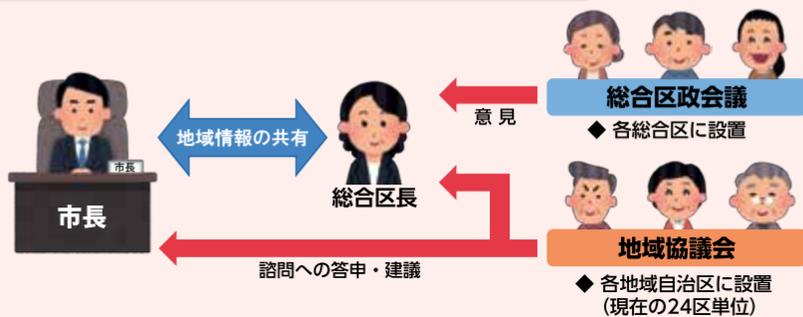
住民の皆さんのご意見を住民サービスに反映するための仕組みとして「総合区政会議」「地域自治区・地域協議会」を設置します。

総合区政会議

総合区域内の施策及び事業について、その立案段階より、住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、8総合区にそれぞれ総合区政会議を設置します。

- ◆ 議題として、区の総合的な計画に関する事項や区域内の基礎自治に関する事項が想定されます。

住民の皆さんのご意見を区政に反映する仕組み



地域自治区・地域協議会

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的とした地方自治法上の制度である「地域自治区」を24区単位で設置します。

- ◆ **地域自治区(事務所)**
現在、区役所で行われている窓口サービスを継続して実施し、住民の利便性を維持します。
- ◆ **地域自治区(地域協議会)**
地域住民の多様な意見が市政・区政に反映されるよう市長や総合区長などに意見を述べることができ、市長、総合区長などは、必要に応じて適切な措置を講じます。



Q 総合区政会議と地域協議会との違いは？

A 総合区政会議は総合区全体の、地域協議会は地域自治区ごとの意見を言えるらしいの。市長や総合区長は、意見を住民サービスに反映させていくことになるんですって。



7 総合区設置に伴うコスト

総合区の設置に伴い、事務の移管などにかかるシステム改修や、新たな職員体制に応じた執務室の改修などの経費が必要となります。

◇ **イニシャルコスト** 約**62.7億円**
(総合区設置に伴い発生する初期費用)

(内訳)

- ・システム改修経費……………49.3億円
- ・庁舎改修経費……………7.5億円
- ・その他経費(区名変更に伴う街区表示板取替経費など)……5.9億円

◇ **ランニングコスト** 約**0.9億円**
(総合区設置に伴い増加する経常的に必要な経費)

(内訳)

- ・システム運用経費……………0.9億円(改修増加分)

※一定の前提条件に基づき試算しています。金額は今後の精査により変動します。

8 設置の日

総合区設置の日は、次の点を考慮して、**総合区の設置が決定されてから約2年後を目途**とします。

- ◆ 住民サービスに支障がでないこと
- ◆ 十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること
- ◆ 各種システム改修をはじめ、住民サービスが確実に提供できる体制が整った後とすること

総合区の設置は、市の条例により定めることとされているため、市長が提案し、議会で決定することとなります。

現在は、市会等で議論を進めているところです。



第6号の訂正とお詫び

3頁第六区の地図(路線名)「南海汐見橋線」は誤りであり、正しくは「南海高野線」でした。訂正しお詫び申し上げます。

<総合区に関するお問い合わせ窓口>

副首都推進局問い合わせ担当

☎ 06-6208-8989 FAX 06-6202-9355 @fukushuto_osaka

総合区制度の詳細は
大阪市ホームページをご覧ください。

総合区案

検索

